

第6次石垣市障がい者福祉計画・第8期石垣市障害福祉計画・第4期石垣市障害児福祉計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

第6次石垣市障がい者福祉計画・第8期石垣市障害福祉計画・第4期石垣市障害児福祉計画策定支援業務委託するに当たり、障害福祉に関する専門知識、計画策定に関する豊富な実績を持ち、本市に対し適切な業務支援が可能な事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

第6次石垣市障がい者福祉計画・第8期石垣市障害福祉計画・第4期石垣市障害児福祉計画策定支援業務

3 業務内容

別紙「第6次石垣市障がい者福祉計画・第8期石垣市障害福祉計画・第4期石垣市障害児福祉計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

※仕様書の内容については、現時点での予定であり、今後、国及び県から新たな方針が提示された場合は、石垣市と協議の上、業務内容を変更することがある。

4 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日

5 提案上限額

総額 10,890,000円（消費税込）

（内訳）令和7年度分 4,950,000円（消費税込）

令和8年度分 5,940,000円（消費税込）

※ この金額は、契約金額の限度額を示すものであり、契約額を示すものではない。

見積額が提案限度額を超過した場合は失格とします。

6 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （2） 過去に、障がい者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に関わる業務を受託し、完了した実績を有すること。
- （3） 石垣市から指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続の開始又は再生手続の開始申立てがなされた者でないこと。
- (5) 暴力団（石垣市暴力団排除条例 2 条 1 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (6) 沖縄県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (7) 国税及び地方税の滞納が無いこと。

7 参加申込

本業務のプロポーザルへの参加を申し込む場合は、下記のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

下記①から③までをまとめて綴ったもの・・・正本 1 部、副本 7 部

下記④⑤・・・・・・・・・・ 1 部

① 参加申込書（様式 1）

② 見積書（任意様式）

人件費、諸経費等の内訳を詳細に記載し、本業務に係るすべての経費を含むものとする。

③ 企画提案書（任意様式）

下記については必ず記載する

ア 会社概要

イ 事業実績一覧（福祉に関係する計画 過去 6 年分）

ウ 事業実施体制

エ 業務従事者一覧（類似業務実績、保有資格等）

オ 計画策定までのスケジュール

カ 障がい者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画全般についての基本的な考え方

キ 障がい者等の状況やニーズを把握するためのアンケート調査に対する提案

ク 策定委員会運営に対する提案

ケ 石垣市の特性を踏まえた計画策定に対する提案

コ その他、独自の提案等

④ 履歴事項全部証明書（3 ヶ月以内の証明書であること写しも可とする）

⑤ 納税証明書（3 ヶ月以内の証明書であること写しも可とする）

(2) 提出期間 令和 7 年 8 月 27 日（水）から令和 7 年 9 月 22 日（月）

※午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 提出方法 持参又は郵送（期限内必着のこと）

(4) 提出場所 〒907-8501 石垣市字真栄里672番地

石垣市福祉部障がい福祉課障がい福祉係

(5) 提出にあたっての留意点

- ・参加申込書等の様式については、石垣市福祉部障がい福祉課ホームページからダウンロードすること。
- ・提出書類はA4判とし、書式、ページ数は特に定めない。ただし、A3判の折込ページの挿入は可とする。
- ・提出書類は目次を作成する、項目ごとにインデックスを付けるなど見やすい綴りとし、表紙に事業者名を記載すること。
- ・書類作成にあたっては、専門知識のない者にも理解できるよう配慮すること。
- ・提出された書類は返却しない。なお、提出書類を参加申込者に無断で本公募の目的以外に使用することはない。
- ・提出期間を過ぎた後の書類を提出した場合の申込みは無効とする。
- ・提出期間を過ぎた後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 参加辞退 参加申込書等の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年10月1日（水）までに（4）提出場所へ辞退届（様式2）を提出すること。なお、参加辞退した場合でも、本市の他の入札への影響はない。

8 質問及び回答について

本公募に関して質問がある場合は、下記により電子メールにて質問すること。メール送信後に到達確認を電話で行うこと。

(1) 提出方法 質問表（様式3）を電子メールにより提出

(2) 提出期間 令和7年8月27日（水）から令和7年9月2日（火）まで

(3) 回答方法 令和7年9月9日（火）に石垣市福祉部障がい福祉課ホームページへ掲載

(4) 提出先 石垣市福祉部障がい福祉課障がい福祉係

メールアドレス fukushi@city.ishigaki.okinawa.jp

電話番号 0980-82-9947

9 審査に関する事項

本プロポーザルでは、二段階方式で審査を行います。

(1) 一次審査（書類審査）

石垣市福祉部障がい課において応募資格の確認等を行う。応募多数の場合は、4者を二次審査対象として選出する。

なお、応募者が4者に満たない場合は、参加資格要件を満たした全応募者を二次審査の対象とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ① 日時 令和7年10月6日（月）
※開始時刻については、申込者に追って通知する。
- ② 場所 石垣市役所2階 大会議室
- ③ 説明時間 30分以内（準備5分、説明15分、質疑応答10分）
- ④ 人数 3名以内
- ⑤ 説明者 説明を行う者は、受託した場合に本業務を実際に行う担当者を主とする。
- ⑥ その他 プロジェクター及びスクリーンについては石垣市が準備する。

(3) 委託候補者の選定

審査の結果、評価点の合計が最も高い者を第1位契約候補者とし、次に高い者を第2位契約候補者とする。評価点の合計が最も高い者又は次に高い者が2者以上いた場合は、選定委員全員の多数決により決定する。ただし、評価点の合計点が全体の6割未満である場合は、契約候補者として選定しない。

10 選定結果通知

- (1) 選定結果は、参加申込者に対し、郵送により令和7年10月14日付けで通知する。
また、本市ホームページにも選定結果を公表する。
- (2) 通知した選定結果以外の質問には回答しない。また、選定結果についての異議申立ては受け付けない。

11 業務委託契約

- (1) 選定の結果、第1位契約候補者となった者と契約締結の交渉を行う。ただし、第1位契約候補者と合意に至らなかった場合は、第2位契約候補者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約内容は、企画提案書等に基づき本市との協議を通じて決定する。

12 留意事項

- (1) 本公募への参加申込みに必要な費用は、すべて申込者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、参加資格の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取るものとする。
 - ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ・本公募への参加資格がないことが判明したとき。
 - ・本公募において、不正行為が行われたことが判明したとき。
 - ・やむを得ない場合を除きプレゼンテーション開始時間に遅れたとき。

1 3 全体スケジュール

要項等配付(石垣市福祉部障がい福祉課ホームページ掲載)	8月27日(水)～9月22日(月)
質問受付期間	8月27日(水)～9月2日(火)
質問回答掲載	9月9日(火)
申込書類受付期間	8月27日(水)～9月22日(月)
プレゼンテーション日程(時間)通知	9月26日(金)
プレゼンテーション審査	10月6日(月)
結果通知	10月14日(火)
契約締結	10月下旬

1 4 担当部課

石垣市福祉部障がい福祉課障がい福祉係(担当:仲舂)

住所:〒907-8501 石垣市字真栄里 672 番地

電話:0980-82-9947(直通)

Fax:0980-82-1580(ご利用の場合、送信後に電話連絡お願いします。)

Mail:fukushi@city.ishigaki.okinawa.jp